

わくわくワークいしかわ

石川県職業能力開発プラザだより

令和7年3月28日発行

2025
第832号
3・4

石川県職業能力開発プラザ

TEL(076)261-1400 FAX(076)261-1402

ホームページ <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/>

E-mail pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp



いしかわ障害者雇用推進カンパニー
認定シンボルマーク



「いしかわ就職フェア」開催

3月7日、産業展示館4号館において、合同企業説明会「いしかわ就職フェア」が開催されました。

「いしかわ就職フェア」は、県内企業の人材確保と学生の県内就職を促進するため、大学3年生等の就職活動の開始に合わせ、県やいしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）により開催されています。

平成19年度から開催されている本イベントですが、今では北陸最大級の規模となっており、386社の企業が参加しました。参加学生数は380名でした。

も く じ

労働ニュース	2
令和7年度 前期技能検定受検案内	3
令和7年度(前期)技能五輪石川県大会開催案内	3
研修のご案内(在職者の方向け)(4・5月実施分)	4
雇用調整助成金(特例措置)を受給している事業主の皆様へ	5
2025年4月から出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金等新設されます。	6
職場のトラブル解決しませんか?	7
職場で二次被害を起こさないために	8

総合労働相談会のご案内

賃金や労働時間など労務管理上の課題や、職業能力開発、税金などの問題について専門スタッフがご相談に応じます。秘密厳守。費用は無料。電話によるご相談にもお応えします。

☆日 時 4月16日(水) 午後1時30分～午後4時
5月21日(水) 午後1時30分～午後4時

☆場 所 石川県職業能力開発プラザ(金沢市芳斉1-15-15)
TEL: 076-261-1400

相談スタッフ…石川県労働企画課・税務課・労働委員会、石川労働局雇用環境・均等室、
(独)勤労者退職金共済機構

企業からの
ご相談も受けて
おります



◎連合石川第51回地方委員会開催

【みんなでつろう！賃上げがあたりまえの社会】

連合石川は2月4日（火）13：30より「連合石川第51回地方委員会」と「2025春季生活闘争開始宣言集会」を白山市民交流センターで開催し、約100名の組合員に参加いただきました。

地方委員会では、6%以上の賃上げを軸とする「2025春闘方針」などを議決しました。

引き続き、春闘開始宣言集会を開催し、21組織からの決意表明と闘争開始宣言を行い、連合石川の2025春闘を開始しました。



◎カスタマーハラスメントに関する勉強会開催

2月4日、石川労働局や連合石川、石川県経営者協会からの政労使の代表と、高木弁護士（労働委員長）ら有識者の間で、県内労働者の雇用環境向上を目的に、カスタマーハラスメントに関する勉強会を開催しました。

会では、カスハラ対策における国の検討状況、他自治体の例、県内におけるカスハラの現状などを共有するとともに、北川社労士から事業主がとることのできる対策などについて解説をいただきました。

◎いしかわ政労使会議開催

2月6日、石川県内における賃金引上げに向けた機運醸成を図るため、「いしかわ政労使会議」の初会議を石川県と石川労働局の主催で開催しました。

会には石川県知事や石川労働局長をはじめ、石川県経営者協会会長や連合石川会長といった政労使のトップが出席し、「賃金引上げに向けた取組」をテーマに、国や県が実施している賃上げ施策や労働者団体や使用者団体の取組などについて、意見交換を行うとともに、持続的な賃上げの実現に向けた政労使の共同宣言が採択されました。



◎被災者向け能登就職支援イベント

1月30日、2月11日の2日間、県・いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）が主催し、県人材事業協議会が運営する被災者向け能登就職支援イベントを、イオンモールかほくにおいて開催しました。

本イベントは、広報効果の高い商業施設を会場に、広域避難されている被災者等に対し、能登の復興を支える企業担当者と直接就職相談できるブースを設けるとともに、個別相談ブースの設置や求人票の掲出などを通じて、能登での就職相談や求人情報の提供を行うものです。

今回のイベントでは、延べ14名の方から具体的な就職にかかるご相談をいただいたほか、多くの方にお立ち寄りいただき、能登の求人情報をご紹介しました。また能登地区でスポットワークをする際に必要となる登録や仕事探しを行うためのアプリのご紹介も併せて実施しました。

引き続き、広域避難者のふるさとでの再就職に向け、多様な就労ニーズに応えつつ、きめ細かく支援していきます。



◎被災者向け合同企業説明会

2月13日に輪島消防署において、県・いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）が主催し、県人材事業協議会が運営する能登の合同企業説明会を開催しました。

この合同企業説明会は、能登の事業者と広域避難者や能登在住の求職者の方とのマッチングを目的として、昨年11月以降、被災6市町や金沢市等で順次開催しているものです。

当日は輪島市で求人を募集している企業9社が18名の求職者に対して、自社のPRや求人内容の詳細な説明、労働条件等にかかる個別相談などを行い、熱気あふれる会となりました。



令和7年度 前期技術検定受験案内

受験申請受付期間 令和7年4月7日(月)～4月18日(金)

技能検定は、働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度です。

技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。合格者には「技能士」の称号が与えられます。

石川県・石川県職業能力開発協会では、令和7年度前期の技能検定を次のとおり計画しています。

1 検定職種 (※1)	1級及び2級	造園、鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、切削工具研削、電子機器組立て、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、とび、左官、タイル張り、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、表装、塗装、商品装飾展示及びフラワー装飾
	3級	園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾
	単一等級	路面標示施工、塗料調色及び産業洗浄
2 受験申請受付	令和7年4月7日(月)～4月18日(金)	
3 実技試験問題公表	令和7年6月3日(火)	
4 実技試験の実施(※2)	令和7年6月10日(火)～8月10日(日) (金属熱処理を除く3級職種) 令和7年6月10日(火)～9月9日(火) (その他の職種)	
5 学科試験の実施(※2)	令和7年7月13日(日) (金属熱処理を除く3級職種) 令和7年8月24日(日)、31日(日)、9月7日(日) (その他の職種)	
6 合格発表	令和7年8月29日(金) (金属熱処理を除く3級職種) 令和7年10月1日(水) (その他の職種)	
7 お問い合わせ先	石川県職業能力開発協会 TEL(076)262-9020 石川県商工労働部労働企画課 TEL(076)225-1533	

※1検定職種であっても、作業によっては実施しない作業もあります。

※2各試験実施日、試験場所、開始時間等は石川県職業能力開発協会から直接または組合等を経由して受検者に通知します。

令和7年度(前期)技能五輪石川県大会開催案内

第63回技能五輪全国大会の参加者を決めるための石川県大会を技能検定実技試験と同時にを行います。

1 競技職種	旋盤ほか15職種
2 参加資格	平成14年1月1日以降に生まれた者に限ります(過去の全国大会優勝者を除く)。
3 申し込み方法	大会参加申込書に必要な事項を記入し、参加手数料を添えて石川県職業能力開発協会に提出してください。
4 受付期間	令和7年4月7日(月)～4月18日(金)
5 競技日時と競技場	令和7年6月10日(火)から9月9日(火)までの間で石川県職業能力開発協会が指定する日と場所で実施します。
6 競技課題	競技課題は2級技能検定の実技試験問題と同一です。 詳細は、石川県職業能力開発協会 (TEL:076-262-9020) にお問い合わせください。
7 全国大会への参加	成績優秀者は石川県職業能力開発協会長の推薦により、全国大会に参加することができます。
8 特典	この大会に参加して一定水準以上の成績を収めた者には、2級技能証を交付し、2級技能検定の当該職種の実技試験が免除されます。 詳細は、石川県職業能力開発協会にお問い合わせください。

研修のご案内(在職者の方向け)(4、5月実施分)

県内産業技術専門校では、在職者の方を対象に、講義と実技を組み合わせた実践的な技術研修を実施しています。受講希望の方は、開催日の2週間前までに各産業技術専門校へお申し込みください。

◎小松産業技術専門校 TEL：0761-44-1183

■機械系 (訓練時間 9:00～16:00 3CCADモデリングⅠのみ8:30～17:00)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
普通旋盤作業 基礎	技能検定3級(普通旋盤作業)程度の加工技術を習得する。	普通旋盤の基礎的な加工技術を習得したい方	5	R7.4.14 ～4.16	8,490円 (教材等含)
NC旋盤技術 基礎	基本的なプログラミングや加工技術を習得する。	基礎的なNC旋盤操作技術を習得したい方	5	R7.4.21 ～4.23	11,290円 (テキスト費等含)
半自動溶接作業 基礎	半自動溶接について基本的な知識と技能を習得する。	半自動溶接の基礎的な技術を勉強したい方	10	R7.4.21 ～4.23	19,690円 (教材費等含)
3DCADモデリングⅠ (creo8.0)	すべてのモデリングの基礎となるスケッチ図(2次元)を作成し、押し出し機能や回転機能を使い簡単な3次元モデルの作図と製図方法などを習得する。	基礎的な機械図面が読める方	5	R7.5.7 ～5.8	1,600円
リレーシーケンス 基礎	リレー等を使用してタイムチャートどおりに制御する方法を習得する。	有接点シーケンス制御の基礎について勉強したい方	5	R7.5.7 ～5.8	2,660円

◎金沢産業技術専門校 TEL：076-267-2221

■機械系 (訓練時間9:30～16:30)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
機械製図	機械図面を読むために必要な知識を習得する	機械加工・機械製図に初めて従事する方	10	R7.4.7 ～4.9	5,240円 (テキスト費等含)
測定	測定に必要な知識と技能を習得する	測定・検査作業に初めて従事する方	10	R7.4.10 ～4.14	4,250円 (テキスト費等含)
普通旋盤	切削理論や旋盤加工技術を習得する	普通旋盤作業を勉強したい方	5	R7.4.15 ～4.18	10,720円 (テキスト費等含)

■電気・電子系 (訓練時間9:30～16:30)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
電気	電流・電圧・電気抵抗、直流・交流電気回路の読み方、測定方法を習得する	電気技術を初めて学ぶ方	10	R7.5.14 ～5.15	6,360円 (テキスト費等含)
制御	シーケンス制御回路の製作を通じて、回路図や制御技術の基礎を習得する	電気制御技術を初めて学ぶ方	10	R7.5.21 ～5.22	7,058円 (テキスト費等含)

◎七尾産業技術専門校 TEL：0767-52-3159

■溶接系 (訓練時間9:30～17:15)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
ガス溶接技能講習	アセチレン・LPガス等可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接・溶断又は加熱の業務に必要な技能講習修了証を取得する。	ガス溶接の業務に従事する方(18才以上)	15	R7.5.19 ～5.20	(注1) 17,710円 (テキスト費等含)
アーク溶接特別教育	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接・溶断等の業務に必要な特別教育修了証を取得する。	アーク溶接の業務に従事する方(18才以上)	15	R7.5.26 ～5.28	(注1) 22,440円 (テキスト費等含)

(注1) 金額の確認は、七尾労働基準協会 (TEL:0767-52-5343) まで、お願いします。

☆産業技術専門校では企業ニーズに対応したセミナーを企画・実施しておりますので、従業員の方の技術向上にお役立てください。ご希望の際は各産業技術専門校の在職者訓練担当までご相談ください。

雇用調整助成金(特例措置)を受給している事業主の皆様へ

「在籍型出向」の活用を是非ご検討ください!

「在籍型出向」とは、出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務するものです。
県では、雇用調整助成金よりも費用負担が軽減され、休業中も従業員の就労意欲やスキル維持に役立つ「在籍型出向」の活用を強く推奨しています。



＜出向マッチング支援、相談窓口＞(相談無料)
(公財)産業雇用安定センター 石川事務所 TEL **076-261-6047**

「在籍型出向」を行う事業主向け助成・補助制度

▶①～③の併給は可能ですが要件を満たす必要があります。詳細は下記のお問い合わせ先まで。

①産業雇用安定助成金 (災害特例人材確保支援コース)

＜問い合わせ先＞石川労働局職業対策課 TEL 076-265-4428

令和6年能登半島地震の影響で一時的に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、**出向元※、出向先双方の事業主に対して下表の助成を行います。**

※ 出向元は石川県七尾市、中能登町、羽咋市、志賀町、宝達志水町、輪島市、穴水町、珠洲市、能登町に所在する事業所の事業主に限ります。

	中小企業	中小企業以外
助成率	4/5	2/3
上限額(出向元・出向先合計)	8,635円(1日1人あたり)	

②石川県在籍出向促進助成金

＜問い合わせ先＞石川県労働企画課 TEL 076-225-1672

令和6年能登半島地震の影響で一時的に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であって、①の支給決定がなされた場合、別途石川県に申請を行うことで、**出向元、出向先双方の事業主に対して、出向労働者1人当たり定額10万円を助成します。**

③七尾市雇用確保支援補助金

＜問い合わせ先＞七尾市産業振興課 TEL 0767-53-8565

令和6年能登半島地震の影響で一時的に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であって、①の支給決定がなされた場合、別途七尾市に申請を行うことで、**出向元※、出向先双方の事業主に対して助成を行います。**

※ 七尾市内に本店登記地を有する法人又は住所を有する個人事業主に限ります。

補助額:①の自己負担額×1/2(上限額:1日1人あたり1,079円)

2025年4月から出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金が新設されます。

■ 出生後休業支援給付金

共働き・子育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに(配偶者が就労していない場合などは本人が)、14日以上の子の出生後休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

1 支給要件

被保険者(雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。)(が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

- ① 被保険者が、対象期間に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- ② 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上の子の出生後休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」



詳細はこちらをご覧ください▼



2 支給額 支給額=休業開始時賃金日額×休業期間の日数(28日が上限)×13%

■ 育児時短就業給付金

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務(以下「育児時短就業」という。)(した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

1 支給を受けることができる方(受給資格・支給要件)

育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12か月あること

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

2 支給額・支給率

原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます。また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額を超える場合は、超えた部分が減額されます。なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

- ① 支給対象月に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準と比べて低下していないとき
- ② 支給対象月に支払われた賃金額が支給限度額以上であるとき
- ③ 支給額が最低限度額以下であるとき

3 支給を受けることができる期間(支給対象期間)

以下の①～④の日の属する月までが支給対象期間となります。

給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月(以下「支給対象月」という。)(について支給します。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日の前日
- ④ 子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日



詳細はこちらをご覧ください▼



職場のトラブル解決しませんか？ 石川県労働委員会にご相談ください！

手数料
無料

労働者と使用者（事業主）との間に発生した労働関係のトラブルを抱えていませんか。

石川県労働委員会では、労働者個人と使用者（事業主）とのトラブルを解決するため、「個別労働関係紛争の調整（あっせん）」制度があります。簡易・迅速な解決を希望される皆様、ぜひご相談ください。

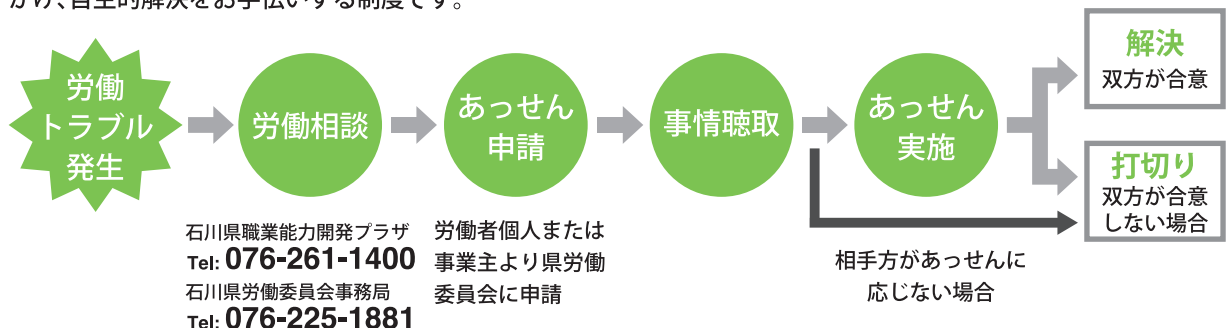
労働委員会とは

石川県労働委員会は、公益、労働者、使用者それぞれの立場を代表する委員各5名の合計15名で構成され、労使間のトラブルを中立・公平な立場で解決する石川県の組織です。



個別労働関係紛争の調整（あっせん）について

個別労働関係紛争の調整（あっせん）とは、労働者個人と事業主との間で生じた解雇や労働条件等に関するトラブルについて、話し合いが進まず、自主的な解決ができなくなった場合、経験豊富な公・労・使の各委員が労使双方に働きかけ、自主的解決をお手伝いする制度です。



お問い合わせ

石川県労働委員会事務局
金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎18階）

076-225-1881
ishiroui@pref.ishikawa.lg.jp
石川県労働委員会



職場で二次被害を起こさないために

(公社)石川被害者サポートセンター
副理事長 武山雅志

私たちは思いもよらない事件事故に自分自身また家族が巻き込まれた時、身体にも心にも大きな傷を負ってしまいます。その影響は「眠りが浅くなる」「食欲がない」「一人でいると不安で仕方がない」「気持ちが沈んでやる気が起こらない」などさまざまな形で現れます。そのため医療機関に受診することが必要になったり、仕事を休まざるをえないといったことにもなりかねません。このように事件事故による被害だけでもそれを乗り越えるのはとても大変です。その上、事件事故のあとで起こるものに二次被害があります。二次被害は石川県犯罪被害者等支援条例には「犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の配慮に欠ける言動などにより受ける精神的な苦痛、身体の不調など」と定義されています。

職場で起きる二次被害にはどのようなものがあるのか具体的に見ていきましょう。例えば、亡くなった家族に事件事故の原因があるような無責任な噂話が会社に出たりします。また被害者の心情への理解不足のために「いつまでも落ち込んでいないで、仕事に集中したら」「仕事に打ち込めば忘れられるよ」といった声かけをしてしまったということがあります。また「がんばってください」といった声かけは日常的にはよく使いますが、辛い状況の中、ギリギリのところで踏ん張っている遺族にとっては「これ以上どうがんばれというの」とつよい怒りを生じさせてしまうこともあります。このようにはげますつもりで声かけしたのが二次被害を与えてしまうことがあるわけです。

では二次被害を起こさないためにはどうすればよいのでしょうか。一つには犯罪被害者支援の必要性について理解を深めていただくことが大切です。犯罪被害に遭うというのはどういうことなのか、犯罪被害者が少しでも安心・安全な生活を営むためにどのようなことが私たちにできるのかを知る機会を持っていただければと思います。11月25日から12月1日までの「犯罪被害を考える週間」には、石川県では被害者支援県民フォーラムを、(公社)石川被害者サポートセンターでは生命のメッセージ展を開催しています。これらの場に足を運んでいただければと思っています。また当センターでは企業の社員研修の一つとして「企業版生命の大切さを学ぶ教室」を行っています。主に交通事故被害者遺族を講師としてお招きし、遺族の話を直接聞いていただく機会を設けています。講師の謝金および交通費は当センターが負担する形をとっていますので是非とも多くの企業の方にご活用いただければと思います。また会社の同僚や上司の方には、事件事故で被害に遭われた方には普段どおり挨拶するなど今までと変わらない態度で接していただくことが大切だと思っています。その上で求められた時に話し相手になったり、家事や買い物の手伝いなど困っていることがないか声かけしていただければと思います。また必要な時には相談機関として当センターを紹介していただければ幸いです。

「石川労働局 第14次労働災害防止計画」の重点対策に対する各事業場の取組状況の自己点検及びアンケートにご協力をお願いします。

